

## 規制改革事項の提案趣旨

- 外国人への医療サービス提供の充実  
（外国人医師の国内医療解禁、病床規制の見直し等）
- 有期労働契約期間（5年）の延長（契約型正規雇用制度の創設等）
- 都心居住促進のための容積率・用途等集団規制の見直し
- 羽田空港国際化のための羽田・成田離着陸割当ての柔軟化  
（羽田への国際線割当てと成田への国内線割当ての交換促進）
- 有料道路運営の民間への開放（コンセッション方式の導入）
- 公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の解禁）
- 海外トップスクール誘致のためのインターナショナルスクールの設置認可要件等  
の見直し（国内校との競争条件の同一化）
- 農地流動化のための農業委員会の関与廃止等
- 先進医療等の保険外併用療養の範囲拡大（評価実施体制の柔軟化等）

## 外国人への医療サービス提供の充実

### (外国人医師の国内医療解禁、病床規制の見直し等)

#### 1) 外国人医師の医療解禁

優れた外国企業や外国人を日本にもっと呼び込む必要性は、唱えられて久しいが、なかなか実現できずにきた。大きな要因は、医療、教育などの生活環境面の問題である。

医療に関して、例えば、外国人医師の医療行為に係る制約の問題がある。

我が国では、外国人医師による医療行為は基本的に認められていない。

これに対し、諸外国の状況を公開文献により調べると、例えば以下のような例がある。

- ・ 対日アクセス実態調査報告書（2001年、JETRO）によれば、ドイツでは、EU域内の医師資格者は認定しているほか、その他の国の医師資格者も期間限定で医療行為が認められる、
- ・ フランスは、2002年に施行された公衆衛生法典により、EU域外の医師資格者について、フランス語能力の証明、3年以上の病院勤務経験、医師会への登録、保健省の許可を条件に、医療行為が認められることとなった、
- ・ シンガポールでは、アジアの医療ハブとなることを目指し、外国で資格取得した医師の受入れ、外国の一流医療施設の誘致等を進めている、
- ・ 韓国の経済特区では、外国医療機関の設立が認められている、など。

したがって、少なくとも特区において、外国人医師による医療行為の解禁を検討すべきである。

なお、我が国では、従来から臨床修練の制度があり、研修目的、2年限定などの厳格な要件のもとで外国人医師の受入れがなされてきた。

この制度については、平成22年閣議決定において、年限の弾力化、教授・研究目的への拡充などにつき、「平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる」との決定がなされている。

こうした決定事項さえ守られていないことは問題であり、少なくとも、これらは直ちに実施すべきである。

## 2) 医療ツーリズムの推進

外国から優れた医師も集め、最先端の医療拠点を作り、外国からの患者（国内に居住する外国人のみならず、受診目的で来日する外国人患者）も呼びこめるようにすることは、結果として、我が国の医療水準を高め、国民に対するより良い医療サービスの提供につながる。また、政府が推進する医療システム輸出にも直結するはずである。

政府として、医療ツーリズムの拡大について、明確な目標を定めるべきである。

## 3) 病床規制の見直し

高度な医療を提供するため、域外・海外からの患者を受け入れようとする医療機関に対しても、病床規制により増床が容易に認められないことは、合理性を欠く。

そもそも病床規制は、昭和60年に医療費抑制を目的に設けられたが、その後の自己負担率拡大等に伴い、平均入院日数は大幅に低下しており、制度設立当初の必要性は失われてきていると考えられる。

病床規制そのものの必要性について見直すべきであり、少なくともまず、外国人対応を主に意図した増床について（保険診療に用いられる可能性が完全に排除できないとしても）病床規制の枠外とするなどの措置を早急に講ずべきである。

## 「有期労働契約期間(5年)の延長」(契約型正規雇用制度の創設等)

有能な人材が終身雇用の職場の大企業に囲い込まれたり、大企業から飛び出せない原因の一つは、現行法では、有期雇用の自由な再契約が認められていないことにあると考えられる。すなわち、一定期間を経過した有期雇用は、終身雇用には切り替えない限り、打ち切りにすることを雇用者に義務付けていることが問題である。

例えば、山中伸弥京都大学教授の iPS 細胞研究所でも、研究者が雇用の不安定性に晒されていると聞く。

こうした人材の流動化によりイノベーションを促進するためには、少なくとも上記のような最先端の研究機関や、研究の盛んな区域において、有期雇用の自由な再契約を可能とする制度改革を緊急に行うべきである。

## 都心居住促進のための容積率・用途等集団規制の見直し

国際化対応及び少子化対策などが必要な大都市における都心居住推進のための方法として、幾つか考えられるものがある。

第1に、居住用容積率のみを特別に増やすことである。しかし、マンションの床面積が増える代わりに、その分のオフィス用床面積が減少し、都心集積の利益が減ることによる非効率性を生み出す可能性がある。

第2は、住宅附置義務を課すことである。しかし、同じビルの中にオフィスとマンションとを混在させることは、例えばエレベーターを二本建設したり、セキュリティ面で別の配慮をしなくてはならないなど、やはり非効率である。

これらの弊害なしに居住を促進するためには、「都心の商業地において、マンションを建設する敷地の所有者にオフィスビル用の容積率の転売を許すこと」が重要である。これによりマンションの建設に際しては実質的にオフィスビル建設業者からの補助金が入り、都心居住が促進される。この制度を「都心マンション敷地におけるオフィスビル用容積率の転売制度」と仮に名付ける。

「都心居住促進特区」におけるこのような居住用マンション建設促進策は、大都市都心における国際化対応及び少子化対策になるだけでなく、職住接近によるエネルギー節約をももたらすことになろう。

**羽田空港国際化のための羽田・成田離着陸割当ての柔軟化**

**(羽田への国際線割当てと成田への国内線割当ての交換促進)**

羽田に国際線が一層入ることは、外国から羽田経由で地方都市へ移動する時間を大幅に節約するという効果をもたらす。成田に到着した後で羽田に移動する必要がなくなるからである。したがって、地方活性化のためには羽田の国際化は望ましい。

このための具体的方策としては、次の2つの方策が考えられる。

- ① 特定の航空会社が有している羽田の国内線と成田の国際線のそれぞれにおける現行の離着陸割当て数を保ちながら、2空港間の国際線と国内線の割当ての自由な交換を許容すべきである。
- ② 地方空港から羽田に航空路線を有しているが成田に国際線を有していない航空会社に対しては、その羽田航空路線の自発的な成田への移管について、一括して大幅な補償を行うべきである。その補償は、羽田を諦めた離着陸権を内外の航空会社に対して競売することによって得られた利益によって賄うことができる。

## 「有料道路運営の民間への開放」(コンセッション方式の導入)

有料道路運営について、諸外国で例の見られるコンセッション方式での民間運営の可能性を開くべきである。

その際、高速道路会社、地方道路公社、道路管理者以外の民間事業者にも運営を認めるだけでなく、以下の点についても対応が必要である。

- ・ 道路特措法上、料金の額は費用を償うよう設定するものとされ、利潤が認められていないこと
- ・ 道路特措法上、徴収期間が限定され、それ以降は、原則として料金徴収の継続が認められないこと

これらの問題が解決されなければ、民間事業者に運営を認めても、実際上は参入できないことになりかねない。

併せて、償還主義そのものについても、見直しを検討すべきである。

## 公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の解禁）

より良い教育サービスを提供するため、学校教育の全部または一部を民間委託することは有効な方策と考えられる。

従来、公立学校の管理・運営については、公設民営が認められてこなかったが、特区に限って、こうした方策を検討すべきである。



## 海外トップスクール誘致のためのインターナショナルスクールの 設置認可要件等の見直し（国内校との競争条件の同一化）

優れた外国企業や外国人を日本にもっと呼び込む必要性は、唱えられて久しいが、なかなか実現できずにきた。大きな要因は、医療、教育などの生活環境面の問題である。

特に、外国人にとっても魅力的なトップインターナショナルスクールが存在しないことは、問題として指摘されることが多い。

この解消を図る上で、規制制度上の問題もある。一条校で国際バカロレアの認定を受けようとする場合、教育課程特例校認定により学習指導要領につき一定の柔軟化は認められるものの、例えば、家庭科、情報教育など、世界標準では教科とされていない科目を外すことが認められず、カリキュラム設定、学校運営上の制約になっている（生徒にとっての負担が増える、特殊な科目の教員を確保しなければならない等）などの例がある。

こうした点についてより柔軟な制度的対応を行い、早急にトップインターナショナルスクールの誘致ないし創設を実現すべきである。

## 農地流動化のための農業委員会の関与廃止等

農地が流動化されない最大の阻害要因の一つは、農地取引に対する利害関係者が構成員となっている農業委員会による関与である。

したがって、構成員に利害関係者を含まない第三者委員会による、農地保全（売買ではない）のための検査制度を設けるか、農業委員会の構成員に中立的な委員を大幅に増やす等かすることによって、現行の構成による農業委員会の土地売買に関する関与をなくす方向を目指す必要がある。

特区では、先行的に、農地取引に関する現行農業委員会の構成あるいは役割をこのように改組した自治体には、税制や売買特約に関する恩典を与え、農地流動化特区の対象とすべきである。

新たな取組としての県農地中間管理機構が県単位で農地の集約化を図るのであれば、これまで農業委員会が担ってきた機能も集約されるのではないか。

平成 22 年に閣議決定された「農業委員会のあり方の見直し（客観性・中立性の向上）」を受けて、農水省が実施したアンケート調査結果では、農業者からも「廃止」「果たすべき役割の見直し」を合わせて過半となっており、これを踏まえ農業委員会のあり方を見直すべきではないか。

## 先進医療等の保険外併用療養の範囲拡大

保険診療と保険外診療の併用については、従来から議論が続いているが、現状では、先進的な医薬品、医療機器の利用などにつき、個別に安全性・有効性を審査・評価する仕組みとされている。この結果、海外では標準的に認められている療法等も、容易に認められないのが実情である。

特区に限っては、一定の国で認められている先進的な医薬品について、原則として保険診療との併用を認めるなど、より柔軟な対応を検討すべきである。